

## 社会福祉法人水交会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 1月 1日から平成33年12月31日までの3年間

2. 内 容

目 標 1 計画期間内に、男性職員の育児休業の取得率を7%以上にする。

<対 策>

- 平成31年 1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成31年 1月～ 制度に関するパンフレットを男性職員に配布

目 標 2 計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対 策>

- 平成31年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成31年 6月～ 有給休暇取得状況のとりまとめ結果を職員へ報告、および取得促進のための取り組みの開始

目 標 3 計画期間内に、所定労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対 策>

- 平成31年 1月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成31年 2月～ 連絡調整会議での検討開始
- 平成31年 4月～ ノー残業デーの実施